

【第1回】
三田市特別職報酬等審議会
資料

令和5年11月28日

三田市経営管理部行政管理室人事課

1 特別職報酬等審議会概要

① 担任意務

- ・ 市長、副市長、教育長の給料の額に関する調査審議
- ・ 市議会議員の議員報酬の額に関する調査審議
- ・ 市議会議員の政務活動費の額に関する調査審議

② 委員構成 8人 (学識経験者、市民、市長が必要と認める者) ※別紙委員名簿参照

③ 過去開催状況

・平成16年度	市長・副市長・教育長【減額】	議員報酬【減額】	政務活動費【据置】
・平成24年度	市長・副市長・教育長【減額】	議員報酬【据置】	政務活動費【増額】
・平成26年度	市長・副市長・教育長【増額】	議員報酬【増額】	政務活動費【据置】

※平成26年の審議会において、4年に1回の実施との答申があった。

※平成27年以降は、特別職報酬のカット等を実施していたため、審議会は開催していない。

④ 今年度の開催概要

- ・ 開催予定回数 3回
- 第1回 令和5年11月28日
- 第2回 令和5年12月中旬
- 第3回 令和6年1月上旬

⑤ 審議会関係例規抜粋（参考）

《三田市附属機関の設置に関する条例》

（趣旨）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。

三田市特別職報酬等審議会	(1) 市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する事についての調査審議 (2) 市議会議員の政務活動費の額に関する事項についての調査審議	8人	(1)学識経験者 (2)市民 (3)市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまで
--------------	---	----	------------------------------------	----------------

《三田市特別職報酬等審議会規則》

（趣旨）

第1条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)第5条の規定に基づき三田市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第4条 審議会の庶務は、給与担当課において処理する。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

①審議結果

《市長等特別職の給料額（単位：円）》

	改定前月額	改定後月額	改定額	改定率
市長	945,000	982,000	37,000	3.92%
副市長	756,000	785,000	29,000	3.84%
教育長	661,000	687,000	26,000	3.93%

《議員報酬・政務活動費（単位：円）》

	改定前月額	改定後月額	改定額	改定率
議長	623,000	636,000	13,000	2.09%
副議長	538,000	549,000	11,000	2.04%
議員	490,000	500,000	10,000	2.04%
政務活動費	60,000	60,000	現状維持	

②審議にあたり考慮した要素

- ・一般職の給与改定状況（H26人事院勧告）
- ・財政状況
- ・報酬等が職務の責任の大きさや他市等との均衡に配慮
- ・物価など社会状況の変化
- ・市長、副市長、教育長の報酬割合（市長：100、副市長80、教育長70）

◆三田市における

- ・財政状況、収支見通し
- ・報酬等の改定経過
- ・特別職給料額、議員報酬額、活動状況
- ・一般職給与改定状況の推移
- ・市長、議員報酬額割合及び政務活動費執行状況

◆他団体比較

- ・特別職報酬額等の状況（県下・類似団体）
- ・市長年収ベース等比較表（県下）
- ・市長、副市長、教育長報酬額割合（県下）
- ・人口、議員定数、政務活動費状況（県下）
- ・特別職給料、議員報酬改定状況（阪神間）

3 三田市特別職給料及び議員報酬改定経過

【詳細は別紙資料2 (P7) 参照】

- ①市長・副市長・教育長の年収
- ②市議会議員の年収

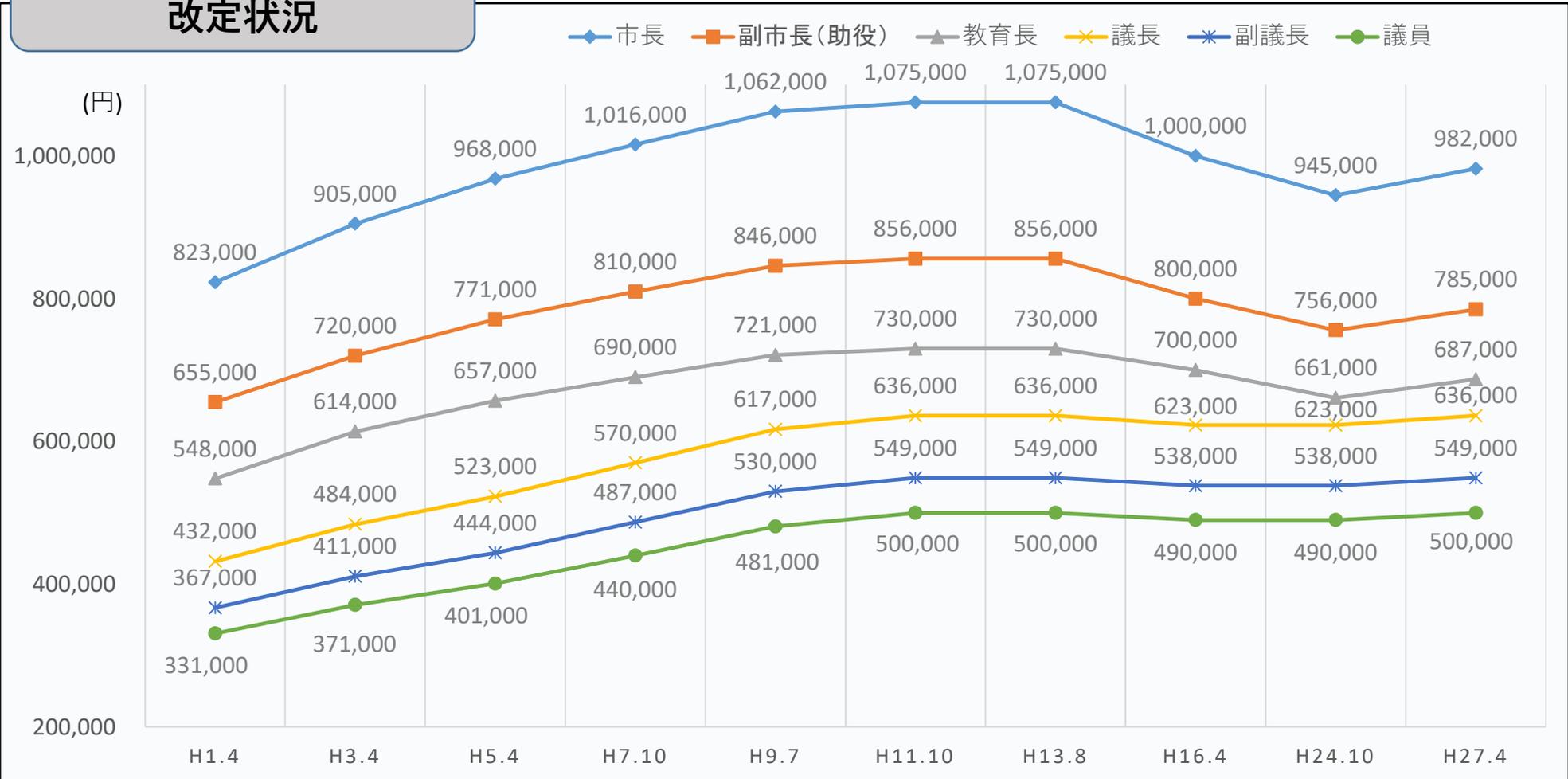
⇒ **給料月額** × 12月 + 期末手当 (給料月額 × 120% × 4.5月)

⇒ **報酬月額** × 12月 + 期末手当 (報酬月額 × 120% × 4.5月)

審議会にて調査審議

人事院勧告に準拠し決定

給料・報酬月額
改定状況



4 特別職・議員報酬の現状（他団体比較） ※令和5年4月1日現在

①類似団体別報酬額等

※詳細は別紙資料3（P8～13）参照

《単位：円》

	市長		副市長		教育長		議長		副議長		議員	
	報酬額	順位										
三田市	982,000	11	785,000	27	687,000	39	636,000	11	549,000	15	500,000	14
類似団体平均	941,771	59	783,264	59	709,231	59	561,486	59	502,925	59	468,976	59
改定時期	R3～	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	R1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	H25～30	14	14	14	18	14	14	14	14	14	14	14
	H25以前	42	42	42	38	42	42	42	42	42	42	42

・三田市は、教育長を除き類似団体平均より高い額

※副市長はほぼ平均

・令和元年度以降改定している団体は3団体

※三田市は平成27年4月1日改定

・三田市は前回改定以降、H29.1～R1.7、R1.10.～R5.7まで独自カットを実施

4 特別職・議員報酬の現状（他団体比較） ※令和5年4月1日現在

②県下29市団体別報酬額等

※詳細は別紙資料4（P14）参照

《単位：円》

	市長		副市長		教育長		議長		副議長		議員	
	報酬額	順位										
三田市	982,000	11	785,000	15	687,000	14	636,000	11	549,000	12	500,000	12
県下29市平均	983,566	29	797,934	29	689,659	29	592,807	29	516,866	29	471,255	29
改定時期	R3～	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
	R2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	R1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	H25～30	6	6	10	7	7	7	7	7	7	7	7
	H25以前	18	18	14	19	19	19	19	19	19	19	19

・三田市は、市長・副市長・教育長は平均より低い

※議員報酬は平均より高い

・令和元年度以降改定している団体は5団体

※三田市は平成27年4月1日改定

・R5 報酬審議会 開催予定：8団体 検討中：5団体 開催なし：16団体

4 特別職・議員報酬の現状（他団体比較） ※令和5年4月1日現在

③阪神7市団体別報酬額等

※詳細は別紙資料5（P15）参照

《単位：円》

		市長		副市長		教育長		議長		副議長		議員	
		報酬額	順位	報酬額	順位	報酬額	順位	報酬額	順位	報酬額	順位	報酬額	順位
三田市		982,000	6	785,000	7	687,000	7	636,000	7	549,000	7	500,000	7
阪神7市平均		1,073,771	7	874,300	7	747,014	7	731,486	7	653,300	7	593,057	7
改定時期	R3～	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H25～30	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	H25以前	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

・三田市は、特別職給料・議員報酬ともに一番低い

・令和元年度以降改定している団体は **1団体**

※三田市は平成27年4月1日改定

・R5審議会 開催予定：3団体(西宮・宝塚・三田) 検討中：1団体(尼崎) 開催なし：3団体

5 政務活動費の執行状況

①政務活動費の概要

地方自治法に基づき、市議会議員が政策の調査や研究のために必要な経費の一部として交付

	内 容
支給額	議員 1 人あたり 月額60,000円 ※令和4年1月～令和5年3月まで月額45,000円に減額
経費の範囲	・会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加などの市政課題及び市民意思を把握し、市政に反映させる活動に要する経費 ・その他住民福祉の増進を図る活動に要する経費
経費の項目	研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、要請・陳情活動費、広報・広聴費、備品費、通信運搬費、事務所費

②政務活動費の執行状況

※別紙資料 6 -① (P16) 参照

③政務活動費の他団体比較

※別紙資料 6 -② (P17) 、 6 -③ (P18) 参照

④政務活動費の改定状況等

平成25年度～ 月額45,000円/人 ⇒ 月額60,000円/人

※減額措置あり H29.4～R2.6 : 月額45,000円/人
R2.7 ～R2.10 : 月額30,000円/人
R2.11～R2.12 : 月額60,000円/人
R3.1 ～R5.3 : 月額45,000円/人

①令和4年度決算状況

《一般会計決算状況》

◆財政調整基金を取り崩さず4.8億円の黒字を計上

- ・債務残高（普通会計） ⇒ 平成19年度末から297.5億円減の**309.5億円**(減少傾向)
- ・基金残高（普通会計） ⇒ 平成19年度末から 72.3億円減の **99.2億円**(増加傾向)

《主な財政指標》

経常収支比率：94.6%

財政健全化比率 ⇒ 早期健全化基準以下（健全な状況）

- ・実質公債費比率： 5.6%（基準：12.20%）
- ・将来負担比率： -45.7%（基準：350%）
- ・実質赤字比率： -2.05%（黒字）

（単位：千円）

歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引	翌年度繰越財源	実質収支額
42,662,618	41,677,908	984,710	505,291	479,419

②中期財政収支見通し（R5～R14）

◆R6以降は単年度収支不足が生じ、R12以降は収支不足額が増加する見込み

- ・債務残高（普通会計） ⇒ 令和14年度末残高**594億円**(R4末残高：309.5億円)
- ・基金残高（普通会計） ⇒ 令和14年度末残高 **81億円**(R4末残高：99.2億円)

（単位：億円）

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
歳入	283	276	263	265	266	261	262	265	261	261
歳出	272	277	265	265	267	262	266	277	271	276
歳入歳出差引	11	-1	-2	0	-1	-1	-4	-12	-10	-15
単年度収支	9	-7	-2	0	-1	-1	-4	-12	-10	-15

7 経済指標等の推移（賃金・物価指数）

①賃金指数（所定内給与指数）の推移

⇒H26対比 +5.3ポイント（+5.4%）

②三田市部長級給料表（8級20号給）の給料月額推移

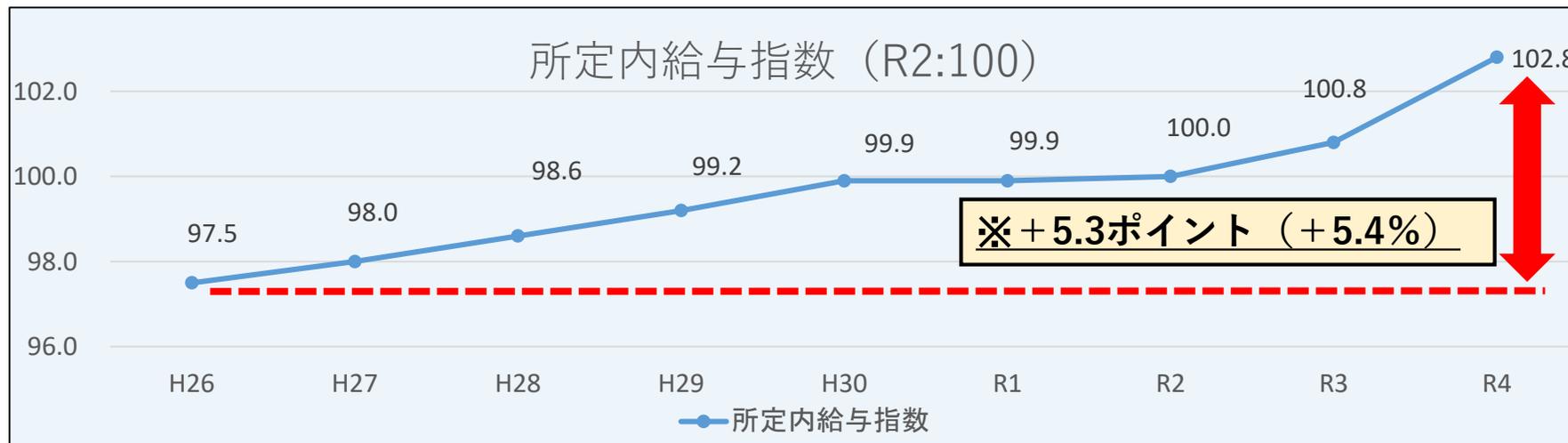
⇒H26対比 +3,700円（+0.83%）

③消費者物価指数の推移

⇒H26対比 +4.8ポイント（+4.9%）

①賃金指数（所定内給与指数）の推移

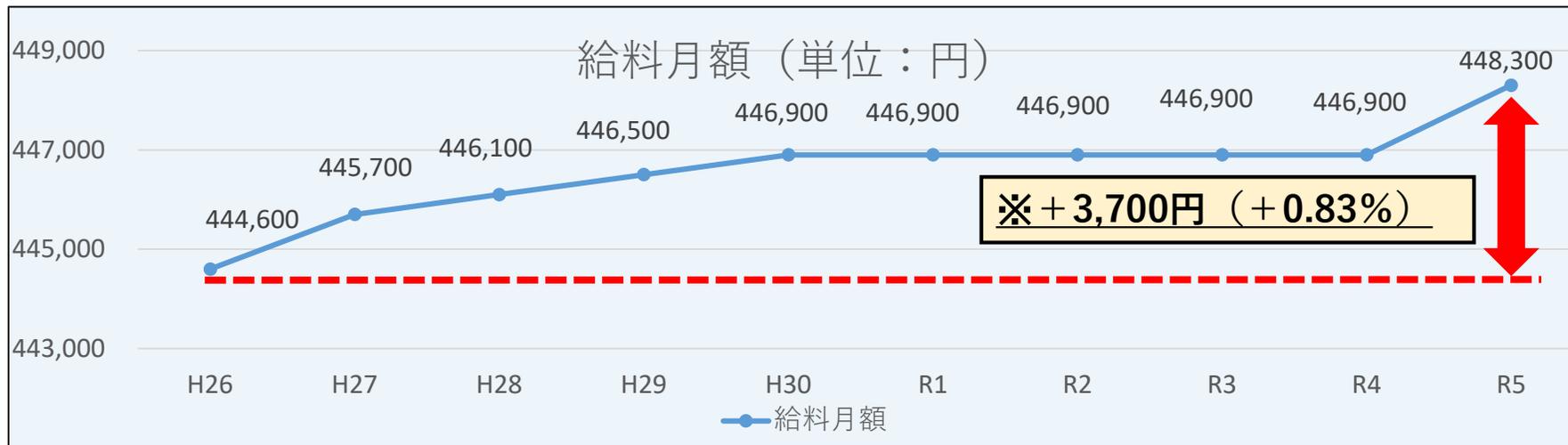
※所定内給与・・・事業所の給与規則等によって定められている給与のうち、時間外労働に対して支給される給与や賞与（ボーナス）を除く給与



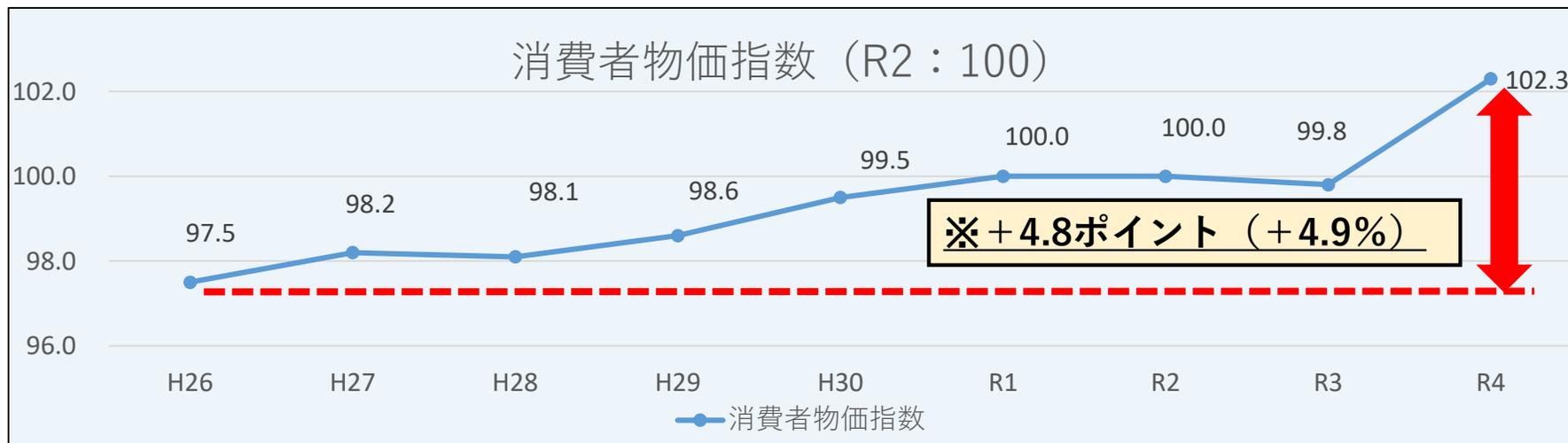
資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

7 経済指標等の推移（賃金・物価指数）

②三田市部長級給料表（8級20号給）の給料月額推移



③消費者物価指数



資料出所：総務省統計局「消費者物価指数」